

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	令和3年度新型コロナウイルス感染症医療における新型コロナウイルス感染症に係る宿泊療養施設入退所者のデータ管理業務
発注課	保) 保健所医療対策室宿泊・自宅療養担当課
選定事業者	株式会社オープンループパートナーズ
<p style="text-align: center;">随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）</p>	
<p>本業務は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に基づき、宿泊療養施設の運営において、入退所者に係るデータ管理を行い、医療対策室と宿泊療養施設との間で情報共有を行うための業務である。</p> <p>現在、当該業務のため他部局からの本市応援従事職員を配置しているが、本市職員が従事することにより、市政運営に支障をきたし、他部局に過大な負担を強いているため、兼ねてより当該業務の委託について検討を進めてきた。宿泊療養施設の設置者である北海道に対し、既に一部業務委託が行われている株式会社オープンループパートナーズ（コンソーシアムの構成員）への当該業務の委託を要望したが、本市と契約関係にない外部受託者がイントラネット端末を操作することは、本市セキュリティポリシーに抵触することとなる。</p> <p>そのため、情報共有方法についてGoogleWorkspaceを導入しイントラ端末との置き換えを提案したが、GoogleWorkspaceを用いて外部受託者が情報共有を行うことは、北海道のセキュリティポリシーにおいて適正ではないと判断された。</p> <p>そこで、本市が当該業務について、受託者と直接契約を締結した場合、本市のセキュリティポリシーには抵触せず、北海道からも了解を得られたことから、当該業者との直接委託契約を行うこととしたい。</p> <p>当該業者は、既に北海道が運営する宿泊療養施設において入退所者に係るデータ管理業務など一部の業務を受託しており、本業務履行に必要な知識や経験、体制を有しております。一方で、同一データを多数の業者が扱うことは、セキュリティにおける危険性が高まることから、リスクを低減するためには現在北海道が委託している業者に本市も委託すべきである。さらに、日々、新型コロナウイルス感染症に感染した者が出入りする宿泊療養施設の運営においては感染防止への理解が必要不可欠であり、宿泊療養施設運営の経験がない他の業者が受託した場合、宿泊療養施設に従事する職員の感染リスクが大幅に高まり、最悪の場合クラスターの発生に至る可能性があるため、宿泊療養施設の運営に大きな支障をきたすことが考えられ、それを防ぐためにも当該業者に委託すべきものである。</p> <p>したがって、本契約を履行できるのは当該業者一者に特定されるため、本契約の相手方とする。</p>	
根拠法令	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）</p>
決定日	令和3年10月29日